

伊予市制 20 周年記念事業佐伯矩ラジオドラマ企画運営業務 委託仕様書

1 目的

伊予市制・合併 20 周年を記念し、郷土の偉人をテーマとした市民参加・参画型エンターテインメントとしてラジオドラマを創作する。創作を通して郷土の偉人を顕彰するとともに、伊予市民のシビック・プライドを醸成することで、身近なものに目を向け、愛し価値を見つけることを目的とする。

また、地域の自然、食文化、産業等に理解を深めるとともに、健全な食生活を実践できる力を育むことを目指す。

2 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 日まで

3 業務条件

(1) 佐伯矩をテーマとしたラジオドラマの企画・実施

- ① ラジオドラマの企画に当たっては、多様な世代に分かりやすく、伊予市への誇りや愛着を持てる企画を提案すること。
- ② 佐伯矩を主人公とし、一定の史実を踏まえつつ、先生の人柄や功績を表す脚本を制作すること。また、間違ったことを放送しないように、脚本作成時から専門家等の歴史監修を必ず入れること。
- ③ 市民の出演を主体とした企画演出とすること。
- ④ 一般公募の市民参加者がワークショップでの練習の成果を披露できる放送とすること。
- ⑤ 本市の魅力的な地域資源等（「歴史的観光地」、「食」等）を PR できる内容とすること。
- ⑥ 県内で 1 回以上ラジオドラマを放送すること。
- ⑦ 市民参加者とボランティアスタッフのマネジメント（役割分担、作業の指示等）や、連絡調整を行うこと。

(2) 市民参加者の募集

- ① 伊予市内から市民参加者を募集することとし、募集に当たっては、有効な方法を提案すること。
- ② 多様な世代の市民が出演できるラジオドラマとなるよう工夫すること。
- ③ 必要に応じて、市民参加者以外の声優を手配すること。

(3) ワークショップの実施

- ① 市民参加者の技術向上のため、収録までに 3 回以上ワークショップを開催すること。なお、市外で開催する場合、出演者の移動方法についても検討すること。

(4) 広告・宣伝

- ① 広告・宣伝のデザインについて、担当者と十分に打ち合わせ、講演の趣旨に合った編集・デザインにするよう努めたいうで、必要な校正を行うこと。
- ② 最終的なデザイン及び素材については、伊予市地域創生課に納品すること。
- ③ 地上波番組宣伝や SNS 広告等、可能な限り広報活動に協力すること。

- ④「いつでも」「どこでも」「手軽に」聴取が可能となる環境を整えること。
- ⑤佐伯矩を広く周知できたり、聴取者を増やす手法を提案すること。
- (5) 実施後の応用と発展性
 - ① 脚本・シナリオを含め業務実施後のレガシー事業として、伊予市文化振興に寄与できるものとし、今後の応用や発展性について提案すること。
- (6) 実施日程に関しては、伊予市企画振興部地域創生課と協議すること。
- (7) その他
 - ① ラジオドラマについて、著作権は伊予市に帰属し、ホームページでの掲載やYouTube等で配信することを想定しておくこと。

4 業務内容

- (1) 企画・実施業務
 - ① ラジオドラマに係る企画立案、制作に関すること
 - ② ラジオ地上放送の実施に関すること
 - ③ 出演交渉、出演契約に関すること
 - ④ 出演者・ボランティアスタッフとの連絡調整に関すること
 - ⑤ 収録に必要な機材、備品、物品等の調達に関すること
- (2) 管理運營業務
 - ① 放送の問い合わせ対応に関すること
 - ② 放送実施の工程管理に関すること
 - ③ 放送・収録の進行管理に関すること
 - ④ 収録の記録（実施内容がわかる写真や動画）に関すること
 - ⑤ チラシ・プログラム等配布物の作成・印刷に関すること
 - ⑥ 著作権使用に関すること

5 業務報告

業務完了後、業務完了通知書とともに事業報告書（A4版）を1部提出すること。
事業報告書は、実施日時・出演者をはじめとした実施概要、収支決算書、記録（放送データ）を含めて作成すること。

6 業務実施体制等

- (1) 業務実施体制及びスケジュール
 - ① 提案に基づき業務を実施できる人員体制及びスケジュールを提案すること。
 - ② 業務の進捗状況については、随時、協議、報告すること。
- (2) 業務責任者の配置等
業務の実施にあたっては、本業務を総括し、伊予市から指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務遂行管理及び伊予市との意思疎通に努めること。

7 秘密保持

- (1) 秘密の保持

- ① 伊予市は本業務に関し、プロポーザル参加事業者から提出された企画提案書等を、本業務の受注（予定）者選定以外の目的で使用しない。
 - ② 受注者は本業務に関し、伊予市から受領し又は閲覧した資料及び本業務を通して得られた調査結果等を、伊予市の許可なく公表し又は使用してはならない。
 - ③ 受注者は、本業務により知り得た伊予市、企業、市民及び関係者の秘密を保持しなければならない。
- (2) 個人情報等の保護
- ① 受注者は、本業務を履行するうえで個人情報及び個人の肖像を取り扱う場合、当事者又は法定代理人等の同意を得るとともに関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 上記に掲げる秘密の保持及び個人情報の保護に関しては、契約期間満了後も継続して履行されるものとし、違反があった場合は法令に基づき厳正に対処するものとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて定めるものとする。